第11章 行政体制の整備・情報政策の推進

第1節 統計改革等の推進

厚生労働省においては、2019(令和元)年に、「厚生労働省統計改革ビジョン2019*1」及び「厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表*2」(以下「ビジョン等」という。)を策定し、

- ①統計の品質保証を推進する「ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施」
- ②業務の正確性の確保及び省力化・効率化を推進する「情報システムの適正化」
- ③ガバナンスの強化や計画的な人材育成を行う「組織改革・研修の拡充等」
- ④データの一層の有効活用に向けた「データの利活用・一元的な保存の推進」
- ⑤証拠(エビデンス)に基づく政策立案(EBPM: Evidence Based Policy Making)を推進する「EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進」

を5つの柱として位置づけ、統計改革の取組みを進めている。

また、政府全体としては、2020(令和2)年6月2日に「公的統計の整備に関する基本的な計画」を閣議決定し、統計の品質確保を目的としたPDCAサイクルの確立や、専門性を有する人材の確保・育成等を進めることとされた。厚生労働省としては、この計画に基づく取組みがビジョン等における取組みと軌を一にするものであり、さらなる改革の取組みが求められるものである。

この5つの柱に関する2021(令和3)年度の取組みは、以下のとおりである。

- ①当省における統計調査全体のガバナンスを強化するための標準的な業務マニュアルである「統計標準ガイドライン」に基づき、一部統計について統計実施計画書を作成し、業務実施体制やスケジュール等が適切に確保されているか確認
- ②基幹システムとしての位置づけを有する統計処理システムについて、次期システムへの 更改に向けて、移行方針を踏まえた実機検証を実施。毎月勤労統計調査の集計プログラムはCOBOLから汎用性が高く容易に改修等が可能なC++に移行するための試行検 証を実施
- ③統計ガバナンスの強化や統計改革の背景にある不適切事案を風化させないため、人材育成基本方針を策定するとともに、当該方針に基づく研修(全職員を対象、統計所管課室長を対象、幹部職員を対象等)を実施
- ④調査票情報の提供に関するFAQを厚生労働省HPへ掲載し、独立行政法人統計センターが管理するオンサイト施設へ新たな統計データを登録するなど、データの利活用に関する促進策を実施
- ⑤EBPMの実践において、「厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会」の検証結果等を踏まえ、予算プロセスとEBPMの一体的な取組みを実施。また、省内有志職員による「EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム」において、「障害者雇用」、

^{*1 「}厚生労働省統計改革ビジョン2019」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06353.html

^{*2 「}厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06835.html

「時間外労働の上限規制」等について分析レポート*3を作成し公表

厚生労働省においては、これらの取組みについて、有識者からなる「厚生労働省統計改革検討会」に報告し、専門的見地から議論を行い、助言を受けて取組みを進めているところである。

なお、毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより、2004(平成16)年以降に雇用保険、 労災保険、船員保険の給付を受給した方の一部及び雇用調整助成金などの事業主向け助成 金を受けた事業主の一部に対し、追加給付が必要となった(現在受給中の方も該当する場 合がある)ことについては、工程表*4に基づき、できる限り早期に簡便な手続で実施して いるところである*5。

第2節

独立行政法人等に関する取組み

1 無駄削減に向けた取組みの実施

厚生労働省では、所管する事業について、無駄削減に向けた取組みを進めてきた。 これまでに実施した行政事業レビュー等により、2010(平成22)年度から2021(令和3)年度までで計約2兆5,100億円の削減を行った。

(内訳: 2010年度▲約6,500億円、2011 (平成23) 年度▲約5,500億円、2012 (平成24) 年度▲約2,500億円、2013 (平成25) 年度▲約4,800億円、2014 (平成26) 年度▲約1,300億円、2015 (平成27) 年度▲約1,100億円、2016 (平成28) 年度▲約700億円、2017 (平成29) 年度▲約300億円、2018 (平成30) 年度▲約400億円、2019 (令和元) 年度▲約400億円、2020 (令和2) 年度▲約600億円、2021年度▲約1,000億円)

今後も、無駄削減に取り組むこととしている。

2 独立行政法人に関する取組み

厚生労働省所管の独立行政法人は、2022(令和4)年4月1日現在20法人(他省との 共管法人3法人を含む。)となっている。

(1) 独立行政法人改革の推進

独立行政法人については、行政改革の推進という観点から、これまでも様々な取組みが 進められているが、2013 (平成25) 年12月24日に独立行政法人の制度や組織等を見直 すことを内容とする「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定された。

同方針の内容を踏まえた、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係

^{*3 [}EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data_madoguchi_00007.html

^{*4 「}工程表」: 給付の種類ごとのスケジュールの見通しhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07643.html

^{*5} 追加給付に必要な現在の連絡先を登録する「住所登録フォーム」や、雇用保険の基本手当の追加給付について、大まかな額の目安を簡単に計算できる「簡易計算ツール」等、追加給付に関する情報は、厚生労働省ホームページに随時掲載。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03980.html

法律の整備等に関する法律」(平成27年法律第17号)が第189回国会において成立し、 同法律により、独立行政法人の組織や事務・事業の見直し等の改革を着実に推進してい る。

(2) 中長期目標期間終了時における業務や組織の全般にわたる見直し

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の規定により、5年から7年までの定められた期間(中長期目標期間)の終了時に、主務大臣(厚生労働大臣)は、独立行政法人(国立研究開発法人を含む。)の業務や組織の全般にわたる検討等を行うことになっている。2021(令和3)年度中に中長期目標期間が終了した法人について、次の内容等について検討を行い、2022(令和4)年度からの中長期目標の設定に反映することとした。【独立行政法人労働政策研究・研修機構】

・「働き方の多様化が進展したことによる影響を把握する視点」をもって、労働政策研究 を実施するとともに、労働政策の研究において考慮すべき領域が広がっていることか ら、関連する他の研究機関との共同研究、研究交流の促進、他分野の専門家等と協力・ 連携して研究を行う取組みを進めていくことにより、研究の実施体制の強化を図る。

【国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所】

・新型コロナウイルス感染症の影響による様々な環境変化へ対応する。国立健康・栄養研究所の大阪移転に伴い、関係機関等との連携による、持続可能な社会における健康的なまちづくりへ参画し、政策提言にも資する取組みを図る。

第3節

広報体制の充実

1 新しい情報発信手段の活用

従来の報道発表やホームページ等による情報発信に加え、国民の幅広い層にイベント案内、季節性を踏まえた注意喚起・啓発及び新制度の情報等をお知らせするため、ツイッター、フェイスブック等の情報発信手段を活用している。

ツイッターについては、2010(平成22)年9月に開始し、約95万のフォロワー(閲覧者)を持ち、月平均約400件ツイート(投稿)している。

フェイスブックについては、2016(平成28)年9月に開始し、約30万のフォロワーを持ち、月平均約130件投稿している。

第4節

情報化の推進

1 情報化の推進

厚生労働分野では、社会保障費の増大や国民の厚生労働行政に対するニーズの多様化、 開かれた行政への取組みなど、多くの課題に直面している。こうした課題に対して、発展 著しいITを活用して解決を図れないかという問題意識の下、厚生労働省としては、健康・ 医療・介護・福祉・労働・行政サービスの各分野において、「デジタル社会の実現に向け た重点計画」(2021(令和3)年12月24日閣議決定)等を踏まえつつ、引き続き、情報 政策の推進による改革に取り組んでいくこととしている。

更に、デジタル化を通じて、利用者視点でのサービス改革が実現するよう、2021年9月に設置されたデジタル庁の下、関係省庁と連携しながら厚生労働分野における情報化を進めていく。

2 情報化の推進に向けた主な取組み

上述の計画等に基づき、利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化等に取り組んでいる。また、厚生労働省内におけるIT利活用を含めた改革を進めるため、厚生労働省改革実行チームにおいて2019(令和元)年12月に、策定した業務改革工程表に沿って、業務におけるデジタル技術の活用等も進めている。

具体的な取組みは以下のとおりである。

(1) 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化等

省内業務改革(BPR)の推進として、各部局における業務プロセスの見直し・業務効率化について技術的支援等を行い、デジタル技術を積極的に活用した業務の抜本的見直し(BPR)を推進している。また、利用者に質の高い行政サービスを提供するため、デジタル3原則(①デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)に従い、行政手続等の原則オンライン化やオンライン利用率の引上げに取り組んでいる。

(2) マイナンバー制度の推進

社会保障と税の一体改革の一環として、社会保障制度や税制の公平性・透明性・効率性を高めるために必要な情報連携基盤を整備するという観点から社会保障・税番号制度の検討が進められ、2013(平成25)年5月には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立した。

その後、2015(平成27)年10月に住民へのマイナンバーの通知、2016(平成28)年1月にマイナンバーカードの交付及び行政機関等におけるマイナンバーの利用が開始され、2017(平成29)年11月からは、マイナンバーを活用した国や地方公共団体等の間におけるオンラインでの情報の授受(情報連携)の本格運用が開始された。

厚生労働分野においては、年金、医療保険、介護保険、福祉、労働保険等の各分野の手続において、情報連携を行うことで、これまで行政機関の窓口で提出を求めていた住民票の写しや課税証明書等の書類の添付を省略することが可能となるとともに、事務の効率化等が図られている。

また、医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を2021(令和3)年10月から開始した。

さらに、社会保障に係る資格における各種届出時の添付書類の省略や手続のオンライン 化、資格保有の電子的な証明・提示、就業支援にマイナンバー制度を利活用することを内 容に含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が2021年5 月に成立・公布された。

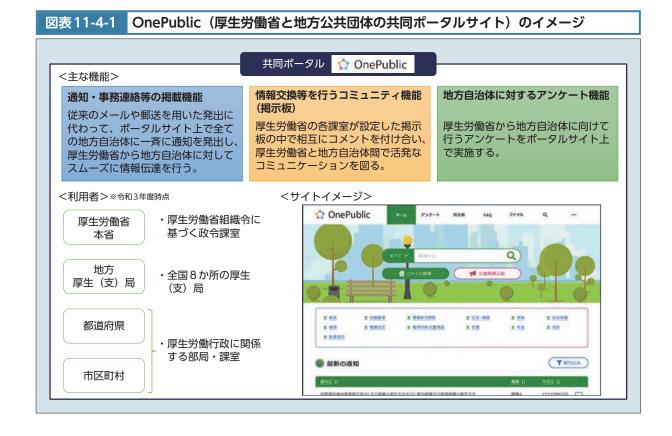
(3) 業務におけるデジタル技術の活用

デジタル技術を活用した業務改革の一環として、2019(令和元)年度に、RPA (Robotic Process Automation)の実証事業を実施し、国会答弁準備業務、物品・役務等の調達手続における原課との各種コミュニケーション業務、就職件数等全国実績とりまとめ業務、法令審査業務の4つの業務においてRPAの実証を行った。この成果を踏まえて、2020(令和2)年度からはRPAの本格導入を開始し、これまでに約20業務でRPAを導入した。

(4) 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

地方公共団体の社会保障に係る業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、2022(令和4)年度までに作成する。また、「ガバメントクラウド」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。

また、若手職員有志による「ICT利活用推進チーム」からの提言(2018(平成30)年7月)を踏まえ、通知や事務連絡等の全国への一斉発出機能や国と地方の意見交換を行う掲示板機能、地方公共団体へのアンケート機能を搭載した国と地方公共団体の共同ポータルサイト「One Public」を構築し、2021(令和3)年4月より全面運用を開始した。これにより、厚生労働省と地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化及び業務効率化を図っている(図表11-4-1)。



3 個人情報保護

これまで厚生労働省では、2005(平成17)年に施行された「個人情報の保護に関する 法律」(個人情報保護法)について、厚生労働省の所管する分野において適正な運用が図 られるようにガイドラインの整備等を行ってきた。

2017 (平成29) 年度には、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第65号)が成立し、2017年5月に施行されたことに伴い、厚生労働省の所管する分野のガイドラインについても見直しを行い、医療・介護・医療保険の分野においては、基本的な考え方や取扱いを示した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」や「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を策定して、その後必要に応じ改正等を行っている。また、個人情報保護委員会において、2019(令和元)年12月に、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」が公表され、2020(令和2)年6月に、個人データの漏えい等が生じた場合における同委員会への報告及び本人への通知の義務付けや氏名等を削除した仮名加工情報の取扱いについての規律などを定める、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が成立した。

さらに、個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースにおいて、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」が2020年12月に公表され、個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3法を統合して1本の法律(個人情報保護法)とするとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全

体の所管を個人情報保護委員会に一元化すること等を定める、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が2021(令和3)年5月に成立・公布された。

引き続き、厚生労働省の所管する分野について、事業者等の関係者が個人情報保護法の改正に適切に対応できるよう、ガイダンスの見直し等に取り組んでいく。

第5節

行政機関における情報公開・個人情報保護等の推進

1 行政機関情報公開法の施行

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(行政機関情報公開法)(2001(平成13)年4月1日施行)は、政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めたものであり、厚生労働省としても、同法に基づき、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された六つの類型(①個人に関する情報、②法人等に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共の安全等に関する情報、⑤審議、検討等に関する情報、⑥行政事務、事業に関する情報)に該当するもの以外の情報を開示している。

2020 (令和2) 年4月から2021 (令和3) 年3月までの厚生労働省に対する開示請求件数は11,005件であり、この受付件数は全府省庁で3番目に多く、また、その開示請求のあった分野も広範囲にわたっており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政に対する国民の関心の高さをうかがうことができる。

また、同時期における開示決定等件数は9,611件(取下げが840件)であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった行政文書について全部を開示する決定がされた件数は1,439件、一部を開示する決定がされた件数は7,389件、不開示の決定がされた件数は783件であった。

7 行政機関個人情報保護法の施行

厚生労働省では、これまで、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運用を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(行政機関個人情報保護法)(2005(平成17)年4月1日施行)に基づき、保有する個人情報の適正な管理を図るとともに、同法に基づき、開示請求があった場合には、不開示情報として規定された七つの類型(①生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報、②開示請求者以外の個人に関する情報、③法人に関する情報、④国の安全等に関する情報、⑤公共の安全等に関する情報、⑥審議、検討等に関する情報、⑦行政事務、事業に関する情報)に該当するもの以外の情報を開示してきた。

2022(令和4)年4月1日からは、行政機関における個人情報の取扱い等については個人情報保護法に定められることとされたが、厚生労働省では、引き続き、同法に基づき、保有する個人情報の適正な管理と保有個人情報の開示等を行っているところである。

2020 (令和2) 年4月から2021 (令和3) 年3月までの厚生労働行政に対する開示請求件数は13,140件、訂正請求件数は22件、利用停止請求件数は39件であった。開示請求件数は全府省庁のうち、3番目に多く、行政事務の性格上、個人情報を多数保有する厚生労働省の特徴を示している。

また、同時期における開示決定等件数は13,120件(取下げが129件)であり、開示決定等件数のうち、開示請求のあった個人情報について全部を開示する決定がされた件数は2,435件、一部を開示する決定がされた件数は10,003件、不開示の決定がされた件数は682件であった。

3 公益通報者保護法の施行

2006 (平成18) 年4月1日に、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする「公益通報者保護法」が施行された。厚生労働省においては、公益通報窓口を設置し、内部職員等及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っている。受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持した上で、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合は、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講ずることとしている。

2018 (平成30) 年4月から2019 (平成31) 年3月までの厚生労働省が所管する法律に関する外部からの公益通報の受理件数は10,659件であり、この受理件数は全行政機関の受理件数の99.1%を占めており、国民生活に密接に関連する厚生労働行政の特徴を表している。

4 「国民の皆様の声」の集計報告

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」については、厚生労働行政の政策改善につながる契機となるものであることから、2009(平成21)年11月2日より、集計結果と対応等を取りまとめたものを公表している(※)ところである。

2020 (令和2) 年度の集計件数は310,084 件となり多数のご意見等が寄せられているが、省内で情報を共有し、業務の改善に努めているところである。

(※) 新型コロナウイルス感染症対応のため公表(令和2年3月公表分以降)を中断。

5 厚生労働行政モニターについて

厚生労働省が担当する施策には、医療、福祉、年金、働く環境の整備や職業の安定など、国民生活に密着したものが多数ある。

厚生労働省では、これらの施策の企画・立案、実施に当たって、広く人々が日々の生活で、どのようなことを体験し、問題と感じ、また、それを解決するためにどうすべきと考えているのかを把握することが重要であることから、2001(平成13)年10月に「厚生労働行政モニター制度」を創設した。

厚生労働行政モニターは、毎年度募集を行い、地域、性別などのバランスをとった上で 450名程度の方々を選定し、厚生労働行政の各種施策についての意見などをインターネッ トを介したアンケートで報告いただくほか、モニター会議を開催し参加された方と直接意 見交換できる機会を設けている。

アンケート調査の結果や施策に関する意見については、省内関係部局に配布し、今後に おける施策の企画・立案並びに実施のための貴重な参考資料としている。

モニター会議については、例年 $1\sim2$ 月に開催しており、2021(令和3)年度は2022年1月28日にオンライン形式で「ヤングケアラー」、「献血」の2つについて意見交換を行った。

第6節

政策評価などの取組み

1 政策評価の取組み

厚生労働省における2021 (令和3) 年度の政策評価については、2017 (平成29) 年度から2021 年度までを計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画 (第4期)」に基づき実施した。

基本計画では、PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上及び国民に対する説明責任の徹底に資する見地から目標管理型の政策評価を推進するとの政府全体の方針を踏まえ、政策評価と行政事業レビューとの連携の確保などを盛り込んでいる。

2021年度は、事前評価として①個別公共事業(事業採択時)2件、②個別研究事業28件、③規制の新設・改廃に係る政策10件、④租税特別措置7件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施し、事後評価として①厚生労働行政全般にわたる施策(15の基本目標及び71の施策目標からなる政策体系)のうち16件に関して実績評価方式により、②重要施策1件に関して総合評価方式により、③規制の影響分析1件、④個別公共事業(事業採択後5年経過時に継続中のもの)23件、⑤個別研究課題335件に関して事業評価方式によりそれぞれ実施した。これらの評価結果については、作成後順次公表している*6。

2 独立行政法人評価の取組み

厚生労働省では、総務大臣が定める「独立行政法人の評価に関する指針」を踏まえ、外部有識者の知見を活用するために「独立行政法人評価に関する有識者会議」、「社会保障審議会資金運用部会」及び「厚生労働省国立研究開発法人審議会」を開催し、所管する中期目標管理法人及び国立研究開発法人の業務実績の評価を実施している。

2020 (令和2) 年度は、共管法人3法人を除く17法人の2019 (令和元) 年度の業務 実績の評価を行うとともに、2019年度に中期目標期間が終了した年金積立金管理運用独 立行政法人の中期目標期間全体の業務実績の評価を行った。

2021 (令和3) 年度においても、共管法人3法人を除く17法人の2020年度の業務実績の評価を行うとともに、2020年度に中長期目標期間が終了した国立高度専門医療研究センター6法人の中長期目標期間全体の業務実績の評価を行った。

^{*6 「}政策評価に関する計画/結果」は、 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html#hyouka

3 国民目線に立った制度・事業の改善

厚生労働省の制度や事業が本来の目的どおりに機能しているかどうか、国民の目線から 調査・分析し、改善に結びつけることを目的としてアフターサービス推進室が2010(平 成22)年9月に設置され、担当部署と連携・協働して調査を行ってきた。

こうした取組みを踏まえ、2020(令和2)年7月に厚生労働省改革実行チームの下に「国民目線に立った業務プロセス改善推進チーム」を新たに設置し、広聴機能の強化を進めつつ把握した国民ニーズ等を踏まえ、制度・事業の実施業務の改善に省内横断的に取り組むこととしている。